

職員の処分について

令和7年（2025年）9月8日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

- 財務部資産管理課主査（技術職員・男性・53歳）
 - （懲戒処分） 停職 1か月
 - （分限処分） 役職 「主査」 → 「主事」に降任
（係長級）

2 処分事由等

令和6年（2024年）3月5日から同年5月10日までの期間において、合計115時間、職場のコンピュータにてインターネットを職務外の目的で勤務時間中に使用し、その間職務の専念を怠ったこと及び令和7年（2025年）6月2日午前9時頃、職場でのマナーを守った対話をするよう指導した上司に対し、職場全体に響き渡る大声で暴言を放ち職場内の秩序をびん乱したことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項 「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律…に違反した場合」
- ・第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合」

・地方公務員法第28条（降任、免職、休職等）

第1項 「職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。」

- ・第3号「前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合」

3 違反法令

・地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

・地方公務員法第35条（職務に専念する義務）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」